

長野市介護保険フレッシュ情報

号 外

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）【別紙1】
- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の特例処置に該当する被保険者の取扱いについて（居宅介護支援）
- 新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援（モニタリング）の臨時的な取扱いについて（その2）

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、令和2年3月6日号外のフレッシュ情報でお示したところです。

今般、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡により、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から面会が困難な場合において、更新申請に限り認定有効期間を12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を延長できる旨通知がありました。

このことについて、本市では下記のとおり実施しますので、対応についてよろしく願います。

記

1 対象となる被保険者

要介護認定更新申請を行う（又は、行っている）被保険者で、次のいずれかに該当するもの

【現行】施設等の面会禁止措置等に伴い、要介護（要支援）認定の調査をうけることができない場合

【追加】新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、被保険者との面会が困難な場合

※現行に加え、今回の通知では居宅等での面会が困難な場合について、延長が可能となります。

2 認定有効期間の延長

当面の間、6ヶ月延長するものとします。

3 申出方法

延長を希望する被保険者、ご家族又は介護支援専門員は、更新申請書に別紙「新型コロナウイルス感染症に伴う要介護（要支援）認定有効期間の延長申出書」を添えて介護保険課認定担当までご提出ください。

感染リスク低減のため、郵送又はFAXにてご送付ください。

※6月30日以降の有効期間満了の被保険者に「認定更新のお知らせ(更新認定申請書)」を発送する際には、延長申出書を同封します。

※既に更新申請済み（5月31日以前に有効期間満了）で、延長を希望する場合は、早急にFAX又は電話にてご連絡ください。

4 被保険者証の送付

認定期間の延長措置を行った被保険者の方には、認定有効期間満了日までに被保険者証を送付します。

5 その他

新規申請及び変更申請においては、感染防止に配慮した上で認定調査を行います。なお、申請者や施設・病院の意向により、認定調査が可能となる条件が整うまで認定調査を保留することは可能です。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当
TEL：026-224-7891（直通）
FAX：026-224-5247（直通）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の特例処置に該当する被保険者の取扱いについて（居宅介護支援）

長野市の「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」の発出に伴い、ケアプランへの影響と取扱いについて、以下のとおり対応をお願いいたします。

なお、新たに発行される被保険者証は、認定有効期間の開始日が、当初の認定有効期間が満了した翌月の1日から6ヶ月の認定有効期間を設定し作成するため、新たな認定有効期間と認定日が付記されることとなりますが、認定有効期間の考え方は、当初の認定有効期間の開始日から6ヶ月延長後の満了日までを認定有効期間とみなします。

- (例) ①当初の認定有効期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
②6ヶ月延長の認定有効期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日
③特例措置による認定有効期間 平成31年4月1日～令和2年9月30日

【特例措置の取扱い】

- (1) 居宅介護支援事業所は、特例措置が適用された利用者に限り、利用者の状態に大きな変化が見られずケアプランに変更がない場合は、一連のケアマネジメントは不要です。ただし、ケアプラン(第1表)の認定有効期間の満了日、及び(第2表)の目標期間満了日を必ず修正してください。
この場合、新たなケアプランの交付は不要であり、手書きの修正で差し支えありません。また、サービス事業所へ交付したケアプランは、サービス事業所側へ修正依頼を行うことで差し支えありません。
- (2) 特例措置が適用された利用者であっても、延長の時点でケアプランに変更が生じた場合は、通常のケアマネジメントの取扱いとなります。
- (3) 認定有効期間の半数を超える短期入所生活介護について、上記例③の認定有効期間の半数を超えた場合に、市へ確認書の提出が必要となります。
- (4) 軽度者の例外規定に該当する福祉用具貸与を利用している場合、又は市の承認を受けて例外規定の福祉用具貸与を利用している場合は、承認期間は上記例③の認定有効期間が適用されます。後者の場合は、改めて承認通知を発行します。
- (5) 国保連合会へ提出する給付管理票については、上記例②の新たな認定有効期間と認定日を入力したデータを作成し、提出してください。上記例③の特例措置の期間に書き換えて提出しないようご注意ください。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援（モニタリング）の臨時的な取扱いについて（その2）

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援（モニタリング）の臨時的な取扱いについて、令和2年2月28日号外のフレッシュ情報でお示ししていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、居宅介護支援事業所が行う月1回以上のモニタリング訪問について、以下の対応をお願いいたします。

（臨時的な取扱い）

1. 居宅介護支援事業所は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、被保険者との面会が困難な場合は、被保険者の同意を得て、モニタリング訪問を休止する対応で差し支えありません。
ただし、可能な限り、電話での確認等でサービス提供事業所担当者と情報共有し、利用者の状況等を把握した上で、モニタリング評価を行うようお願いいたします。
なお、情報収集で把握した内容について、支援経過（又はモニタリング評価表）に詳細を記載してください。
2. 面会の禁止期間が長期化する場合も考えられるため、居宅介護支援事業所は、利用者の状況把握のため、できる限りサービス提供事業所等との情報共有を頻繁に行うように努めてください。
3. この場合の利用者への訪問ができない事情が、ケアマネジャーに起因するものではないため、「特段の事情」に当たるとし、減算は行わない。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。
業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp